

施設基準届出一覧

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、届出を行っている保険医療機関です。

一般病棟（3階）地域包括ケア病棟入院料	
地域包括ケア病棟入院料 1	(地包ケア 1) 第 7 号
医療安全対策加算 2 / 医療安全対策地域連携加算 2	(医療安全 2) 第 85 号
感染対策向上加算 3 / サーベイランス強化加算	(感染対策 3) 第 27 号
データ提出加算 1 (入院初日) / データ提出加算 3 (入院期間が 90 日を超えるごとに 1 回)	(データ提) 第 30 号
協力対象施設入所者入院加算 (入院初日)	(協力施設) 第 1 号
看護職員配置加算 (1 日につき)	
看護職員夜間配置加算 (1 日につき)	
看護補助者配置加算 (1 日につき)	
特定感染症患者療養環境特別加算 (1 日につき)	
療養病棟（4階）療養病棟入院基本料	
療養病棟入院基本料 1	(療養入院) 第 38 号
療養病棟療養環境加算 1	(療養 1) 第 18 号
診療録管理体制加算 3	(診療録 3) 第 64 号
入退院支援加算 入退院支援加算 2 / 入院時支援加算	(入退支) 第 15 号
医療安全対策加算 2 / 医療安全対策地域連携加算 2	(医療安全 2) 第 85 号
感染対策向上加算 3 / サーベイランス強化加算	(感染対策 3) 第 27 号
データ提出加算 1 (入院初日) / データ提出加算 3 (入院期間が 90 日を超えるごとに 1 回)	(データ提) 第 30 号
協力対象施設入所者入院加算	(協力施設) 第 1 号
療養病棟入院基本料の注 11 に規定する経腸栄養管理加算	
基本診療料	
情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信) 第 52 号
医療DX推進体制整備加算	(医療DX) 第 36 号
特掲診療料	
糖尿病合併症管理料	(糖管) 第 19 号
糖尿病透析予防指導管理料	(糖防管) 第 5 号
下肢創傷処置管理料	(下創管) 第 22 号
慢性腎臓病透析予防指導管理料	(腎防管) 第 1 号
外来腫瘍化学療法診療料 2	(外化診 2) 第 13 号
がん治療連携指導料	(がん指) 第 82 号
薬剤管理指導料	(薬) 第 120 号
医療機器安全管理料 1	(機安 1) 第 17 号
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援病院	(支援病 3) 第 33 号
往診料の注 10 に規定する介護保険施設等連携往診加算	(介保連) 第 3 号
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算	(遠隔持陽) 第 29 号
CT 撮影及び MRI 撮影 (16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT)	(C・M) 第 101 号
検体検査管理加算 (II)	(検 II) 第 19 号
外来化学療法加算 2	(外化 2) 第 45 号
脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	(脳 II) 第 160 号
運動器リハビリテーション料 (I)	(運 I) 第 96 号
呼吸器リハビリテーション (I)	(呼 I) 第 85 号
集団コミュニケーション療法料	(集コ) 第 16 号
エタノール局所注入 (副甲状腺)	(エタ甲) 第 4 号
人工腎臓	(人工腎臓) 第 50 号
導入期加算 1	(導入 1) 第 57 号
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	(透析水) 第 62 号
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢) 第 22 号
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 (胃瘻造設術)	(胃瘻造) 第 12 号
輸血管理料 (II)	(輸血 II) 第 10 号
輸血適正使用加算	(輸適) 第 4 号
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥) 第 19 号
麻酔管理料 (I)	(麻管 I) 第 36 号
外来・在宅ベースアップ評価料	(外来ベ I) 第 73 号
入院ベースアップ評価料 5 2	(入ベ 5 2) 第 1 号

◆入院基本料に関する事項

■一般病棟（3階）

一般病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方4時30分～翌朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

■療養病棟（4階）

療養病棟では、1日に4人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。又、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- ・夕方4時30分～翌朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は26人以内です。

◆透析患者さまの下肢末梢動脈疾患に対する取り組み

当院では、慢性維持透析を行っている患者さまに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：藤元総合病院

◆入院時食事療養に関する事項

■入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）

- ・食事は直営で行っており管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降適温）で提供しています。
- ・入院時の食事に係る費用として1食あたり標準負担額490円のご負担が必要です。
- ・患者の病状に応じて医師が特別食（腎臓病食・糖尿病食等）を処方した場合は、別途1食につき76円追加ご負担となります。

◆保険外負担（選択療養）に関する事項

■特別療養環境の提供

特別室料金 1日 5,000円（318号室）・・・ テレビ、シャワー、トイレ、冷蔵庫、ロッカー完備

特別室料金 1日 3,000円（323号室）・・・ テレビ、冷蔵庫、手洗い場、ロッカー完備

■病衣、タオル、肌着、オムツ、口腔ケアについては、業者と患者様との契約になるため、当院で実費の負担は頂きません（業者より患者様へ直接請求）。

■以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

文書料、予防接種料、診療録開示料、入院時日用品、その他に料金は、『保険外負担一覧表』をご参照下さい。

※ 価格を見直す場合がありますのでご了承ください。

◆明細書発行体制に関する事項

●医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。